

氏または名に変更があった方へ

下記に該当される方は、お手数ですがそれぞれの窓口に直接お問い合わせいただき手続きをお願いします。

下記の手続きは、本庁・各支所どちらでも手続きできます。裏面に連絡先が記載されています。

※本人確認書類や委任状等が必要になる場合があります。詳細は各窓口に事前にお問い合わせください。

チェック欄	対 象 者	手 続 き 内 容	窓 口
	印鑑登録をされている方	変更前の氏または名で印鑑登録をされている方は自動的に廃止となります。印鑑登録の必要な方は再度登録をお願いします。	本庁市民課(3番窓口) もしくは 各支所市民窓口課
	マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方	氏名の書きかえを行いますので、各カードを持って窓口までお越しください。 マイナンバーカードの申請書は氏名等が変更になった場合、 <u>使用できなくなります</u> 。マイナンバーカードをご希望の方は窓口でご相談ください。	本庁市民課(2番窓口) もしくは 各支所市民窓口課
	マイナンバーカードを申請されて、カードの受取がまだの方	既にマイナンバーカードの申請書を郵送して、マイナンバーカードの受取がまだの方は再申請が必要になる場合があります。窓口でご相談ください。	本庁市民課(2番窓口) もしくは 各支所市民窓口課
	公的個人認証（ <u>署名用</u> 電子証明書）を利用されている方	公的個人認証（ <u>署名用</u> 電子証明書）は住所、氏名等が変更になった場合、失効します。公的個人認証（ <u>署名用</u> 電子証明書）が必要な方は窓口でご相談ください。	本庁市民課(2番窓口) もしくは 各支所市民窓口課
	夫婦で世帯を別にされている方	住所が同じで住民票上世帯が別の方は、世帯合併の手続きが必要です。運転免許証、マイナンバーカード等の身分証明証をお持ちください。	本庁市民課(3番窓口) もしくは 各支所市民窓口課
	国民年金に加入又は受給されている方	本庁医療保険課年金係または各支所市民窓口課で詳細はお尋ねください。	本庁医療保険課(6番窓口)もしくは 各支所市民窓口課
	国民健康保険に加入されている方	氏名の書きかえを行いますので、国民健康保険資格確認書等をお持ちください。	本庁医療保険課(7番窓口)もしくは 各支所市民窓口課
	後期高齢者医療保険に加入されている方	氏名の書きかえを行いますので、後期高齢者医療資格確認書等をお持ちください。	本庁医療保険課(7番窓口)もしくは 各支所市民窓口課
	子ども・障がい者・ひとり親医療証等をお持ちの方	氏名の書きかえ等を行いますので、各種医療証等をお持ちください。	本庁医療保険課(7番窓口)もしくは 各支所市民窓口課
	65歳以上の方または介護保険の被保険者証等をお持ちの方	氏名の書きかえを行いますので、介護保険被保険者証等をお持ちください。	本庁介護保険課(13番窓口)もしくは 各支所市民窓口課
	障がい者手帳をお持ちの方	氏名の書きかえを行いますので、障がい者手帳等をお持ちください。	本庁社会・障がい者福祉課(15番窓口)もしくは 各支所市民窓口課

裏 面 も 必 ず ご 覧 く だ さ い

チェック欄	対 象 者	手 続 き 内 容	窓 口
	水道(下水道)の中止、 使用者の名義人の変更 がある方	氏名を変更いたしますので、上下水道お客様センター（穂波 庁舎）でお手続きされるか、電話連絡してください。 （上下水道お客様センター 0948-96-8616）	上下水道お客様 センター（穂波庁舎）
	し尿処理の代表者の氏 名変更がある方	現在汲み取りを行っている業者・環境センターまでご連絡く ださい。	環境センター (0948-22-6363)
	口座振替をご利用の方	変更手続きが必要です。詳細は各担当課等へお尋ねください。	本庁税務課等(8番窓 口、9番窓口)もしくは 各支所市民窓口課他等
	児童手当・児童扶養手 当を受給されている方	氏名変更届、支払金融機関変更届が必要です。	本庁こども家庭課(12 番窓口)もしくは 各支所市民窓口課
	市営住宅の入居者の方 について	住宅名義人の方が氏の変更をした場合は、名義承継承認申請 と異動届が必要です。 住宅名義人以外の方がされた場合は、異動届が必要です。※ その事由に関する書類を持参してください。	本庁住宅課(5階) もしくは 各支所経済建設課
	旧氏併記について	住民票に旧氏（旧姓）を記載することができます（1人につ き1つ）。 手続きには「希望する旧氏が記載されている戸籍謄本等から、 現在の氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本等」が 必要になります。 「マイナンバーカード」をお持ちの方は戸籍謄本等と一緒に 持参してください。 なお、一度記載した旧氏の削除には、ご本人からの届出が必 要です。（旧氏と現在の氏が同じになった場合など） 住民票に記載できる旧氏等詳しくは窓口にお問合せくださ い。	本庁市民課(2番窓口) もしくは 各支所市民窓口課

【受付場所】 本庁・穂波支所・筑穂支所・庄内支所・額田支所の各窓口

【問い合わせ】 飯塚市役所本庁 TEL：0948-22-5500

穂波支所 TEL：0948-22-0380

筑穂支所 TEL：0948-72-1100

庄内支所 TEL：0948-82-1200

額田支所 TEL：0948-92-2211